

司法のIT化（電子裁判手続）について

Information Technology in Judiciary (Electronic Litigation)

元日弁連コンピュータ委員会委員長

日野修男 (HINO Nobuo)

抄 録

訴訟記録の電子化は、司法の効率化をもたらす司法コストを削減できる。司法のIT化は世界で着実に進行している。米国デラウェア州では、多数の当事者による巨大事件に対応するため、1991年12月9日ダイアルアップによる電子ファイリングで訴状が受理された。シンガポールでは、2000年3月からすべての民事訴訟で、電子申請が義務づけられ、紙の訴状は受け付けられないこととなった。韓国では、2010年4月、民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律が施行され、電子裁判手続が始まった。

司法のIT化を進めるにあたっては、世界の先行事例を学びつつ、(1) システム構築方法の適切な選択、(2) システムの標準化・汎用化・グローバル化 (3) 認証方法の適切な選択、(4) 電子手続における書類の受領方法、(5) 強制か任意かなどの諸課題を国民的合意の上に乗越えることが必要である。

目 次

1. はじめに	6. 4 電子裁判手続における書類の受領
2. アメリカ合衆国における電子裁判手続	6. 5 "mandatory" (強制) か "voluntary" (任意) か
2. 1 米国デラウェア州	7. おわりに
2. 2 米国ワシントン州キング郡	
2. 3 米国アリゾナ州マリコーバ郡	1. はじめに
3. シンガポールにおける電子裁判手続	日弁連コンピュータ委員会は、2011年3月、韓国における司法のIT化の状況を視察し、「韓国「電子裁判」視察報告書」を公表した。同委員会はその他、海外における司法のIT化の調査報告書を発表している。本稿は以下の各調査報告書をベースに筆者の個人的見解をとりまとめた。
4. 韓国の電子裁判手続	(a) 2004年シンガポール調査報告書
5. 特許庁の「ペーパーレス計画」の先進性と挫折	
6. 司法のIT化において考慮すべき諸点	
6. 1 システムの構築方法	
6. 2 システムの標準化・汎用化・グローバル化	
6. 3 認証の方法	

(b) 2006年E-Courts2006&サンフランシスコ調査報告書

(c) 2008年 第2次シンガポール調査報告書

(d) 2009年 シアトル調査報告書等

(e) 2011年 「韓国「電子裁判」視察報告書」

上記のほとんどは日弁連のウェブ・サイトに掲載してあるので、参考にさせていただきたい。

2. アメリカ合衆国における電子裁判手続

米国は連邦制国家で 50 の州とコロンビア特別区など 51 以上の法域(jurisdiction)が存在する。死刑がある州もあれば死刑がない州もあるように、各法域によって司法制度は異なる。司法の IT 化の状況も、州(state)、あるいは、郡(county)によって異なっている。

2. 1 米国デラウェア州

デラウェア州最高裁判所判事ヘンリー・デュポン・リジリー氏によると、米国の電子裁判手続 (electronic filing と呼ばれている) の端緒は次のとおりである。

1980 年、デラウェア州において、環境汚染に起因する製造物責任に関連して多数の保険金請求裁判が提起された。80 億ドルの保険金が請求された事件、100 以上の当事者が関わる事件、1 件の裁判で 7,000 件の書類が提出された事件などがあり、これら巨大訴訟をいかに対処するかが問題となった。これらの巨大訴訟をきっかけにデラウェア州において、裁判所と弁護士が共同で複雑訴訟対応諮問委員会を構成した。

この当時の電子ファイリングは、ダイアルアップによる電子掲示板システムで行われていた。電子ファイリングのため、裁判所の暫定規則 79.1 が策定され、この規則に基づき 1991 年 12 月 9 日、最初の電子ファイリングによる訴状が受

理された。

1994 年にアスベスト事件の裁判では、「電子ファイリングを中止せよ」との申立てがなされたが、同年、デラウェア州最高裁判所判決は、「コンピュータを使用して情報にアクセスすることは、現代の法律事務所の実務においてごくありふれた特徴である。複雑訴訟の要請に裁判所が対応することができるのであれば、裁判所のシステムに参加しようとする当事者やその代理人弁護士は、現代の情報システムに参加することにつき合理的な費用を負担することを要する。利用料金は適正であって、公衆のアクセスは十分であり、入札も適正である」と判断し、この申立てをしりぞけた。

2003 年 1 月 1 日、裁判所の暫定規則は正式な規則となり、2003 年 1 月 27 日から、ダイアルアップ方式からインターネット経由のシステムへ移行した。2003 年 10 月からデラウェア州全域で電子ファイリング・システムが採用され、2006 年 12 月には上訴審では電子ファイリングが義務づけられた。

デラウェア州最高裁判所判事リジリー氏は、「電子裁判手続の採用は裁判所がリーダーシップを発揮しなければならない。裁判所規則の変更が必要であり、様々な要請を考慮しなければならない。また、任意的な電子ファイリングではなく、電子ファイリングを強制させなければならない。法律事務所は電子ファイリングに重要な関わりを持つので、裁判所と共に諮問委員会を構成することが好ましい。電子ファイリング・システムの採用は変化をもたらす。当初はそれへの対応が負担であるが、時間の節約、費用の節約、保管スペースの節約、資料の取り出しの容易さ、資料保管のセキュリティの増大、全世界からのアクセスが可能となることなど、便益が顕著である。予算面も重要である。一般的に裁判所職員は低い賃金で過大な労働を強いられているが、電子ファイリング・システムに

より事態は改善される。電子ファイリングが義務化された上訴審においては様々な変化が表れた。オンライン化は今後も進展する。紙の書類が徐々に減り、コピー枚数も減る。電子ファイリング・システムは将来、事件管理システムと連携して、電子のビジネス世界へ繋がることになる。」と語っている（図1）。



図1 デラウェア州最高裁判所判事
ヘンリー・デュボン・リジリー氏

2. 2 米国ワシントン州キング郡

ワシントン州キング郡司法行政部プログラム&プロジェクト・マネージャーのロジャー・ウィンターズ氏は次のように語っている。

1990年から、キング郡裁判所の職員の視点で、ワシントン州のオンライン標準と legal-XML に合致させ、ベンダーのシステムに依存しないで、電子ファイリング・システムを開発・構築した。システムの構築にあたっては、「ペーパーレスの裁判所」ではなく「ペーパーレスの訴訟記録」がキーポイントである。訴訟記録を電子化することにより利便性が甚だしく向上する。裁判所の職員は訴訟記録を探し出すという苦労をしなくて済むようになった。年間 25 万ドルのマイクロフィルム作成費用が削減でき、裁判所職員の人員削減ができ、書類の保管倉庫を削減できる。書類の保管スペースを削減できた結果、人の作業空間の増加を得るなど計り知れない効率化をもたらした。

2006年時点で、毎日 7,000~8,000 の書類が電子ファイリングされ、2万件の画像が追加され、5万件のアクセスがある。電子訴訟記録として約 1000 万件の書類、7000 万ページが保管されている。

キング郡司法行政部のウィンターズ氏は、「電子ファイリングを実現するには、電子化された記録を原本として認めることが必要である。オリジナル（原本）は情報そのものであり、紙ではない。紙で提出された訴訟書類はスキャンされた後、一部の例外を除き 30 日後には廃棄される。紙媒体で情報を映し出すには、広大な紙の表面が必要であり、紙媒体の管理にも多大のコストがかかる。これらのコストは大部分が削減できる。電子ファイリングには装置の費用や訓練は不要である。ユーザーID を取得すれば、ワシントン州全域で利用できる。キング郡では、裁判所に並ぶことなく、自宅の風呂からでも訴えを提起することもできる。付属書類と共に書面を提出でき、裁判費用をオンラインで支払いできる。」と語っている。

ワシントン州キング郡ではベンダーのシステムに依存しないで、XML(eXtensible-Markup-Language)を司法手続向けに発展させた legal-XML に準拠して、裁判所の職員が電子ファイリング・システムを開発・構築したものである。XML に準拠しているとのことであり、広範囲の汎用性が見込まれる。

図2に米国の「州裁判所ナショナル・センター」主催の電子法廷に関する公開講演会「e-COURTS2006」の様子を示す。



図2 National Center for State Court 主催 e-COURTS2006 のプレゼンテーション風景

2. 3 米国アリゾナ州マリコーパ郡

アリゾナ州マリコーパ郡裁判所のケニース・フィールズ裁判官は、利用者の立場からの発言として、次のように語っている。

「2000年から民事裁判において電子化手続が採用された。当初は原告は電子手続で訴訟を提起することは義務づけられず、裁判所事務局にて書類をスキャンすることから始まった。2003年には、電子ファイリング・システムの採用にあたって、候補となった3社のうちから LexisNexis のシステムを採用した。2006年から、アリゾナ州では電子ファイリングが義務づけられ、刑事手続も Web ベースの ICJIS(Integrated Criminal Justice Information System : 刑事司法情報統合システム)が採用されている。

電子ファイリング・システムの採用の結果、弁護士は Web 上で書類を提出でき、事件に関係する裁判官、弁護士はどこからでも Web 上で書類を見ることができる。電子ファイリング・システムが義務づけられた後は、裁判官が紙の訴状を見ることはない。まず、裁判官が紙と決別し、ディスプレイを見て仕事をするということが必要である。ペンや鉛筆を使わない、プリントしないで、データのままで考えることが必要だ。LexisNexis のシステムを採用により、裁判官の仕事の効率が上がった。裁判所の職員は電子的訴訟記録の扱い方を学ぶことが必要で、紙に書いたり、プリントしないことが重要である。ウェブ・ベースの採用により裁判所内外からの利用が容易になった。」

アリゾナ州マリコーパ郡裁判所では、前記刑事司法情報統合システムの採用により、刑事手

続においても電子裁判手続を採用したものであるが、最近、その法廷風景がフジテレビの「世界法廷ミステリー3」で放映された。電子化された刑事裁判の審理風景である(図3)。映像画面からは分かりづらいが、裁判官席、検察官席、弁護人席にはそれぞれのディスプレイが置かれている。法廷へ提出された証拠物は、法廷中央に置かれたオーバーヘッド・カメラ(映像画面にはオーバーヘッド・カメラの上部カメラ部分が写っている。)で撮影され記録される。弁護側提出の音声データはCDプレーヤーで再生される。オーバーヘッド・カメラは法廷に提出された証拠物をその場で記録し電子化するための必須ツールであり、韓国の電子法廷(後出)等においても設置されている。



図3 2013年8月31日フジテレビ「世界法廷ミステリー3」より

3 シンガポールにおける電子裁判手続

シンガポールのEFS(Electronic Filing System : 電子申請システム)のホームページでは、「シンガポールのEFSが世界で最初の全国規模でペーパーレスの裁判手続である」とうたっている。(http://info.efs.com.sg/default.htm、以降記載のURL参照日はすべて2013年9月30日)

シンガポールでは、2000年3月から民事訴訟はすべて電子申請が義務づけられた。紙での訴状は受け付けない。紙の訴状は、裁判所の機関であるサービス・ビューロー(Service Bureau)

へ持参して、電子化手数料を支払い電子化した上で電子申請（電子ファイリング）しなければならない。

EFS を利用するには、EFS の専用サイトから提供されるクライアント用のフロントエンド・アプリケーション（java applet）をダウンロードし、ユーザーのパソコンへインストールすることが必要である。

EFS で電子申請する申請人は、訴訟の原告本人ではなく、EFS 上で代理人として記載された弁護士が予定されている。このようにシンガポールの EFS は、裁判所と原告・被告双方の法律事務所間の利用を前提としている。EFS を利用する以上、終始、端末のアプリケーションプログラムの「In-Tray (Unpack Messages)」（受け取り口）に注意を向けることになる。裁判所の発送から 7 日以内に開封しない場合は、オンライン手続から自動的に削除され、当該データ（電子化された文書）は保管庫へ収納される。保管庫へ収納されたデータは所定の料金(Service fee)を支払って受け取ることができる。

EFS そのものの利用は義務づけられていないが、利用しない場合は前述のとおり、サービス・ビューローで電子化した上で電子ファイリングすることになる。

EFS では電子認証が採用されており、個々の弁護士は裁判所認証局が発行した電子証明書（スマートカード）の交付を受け、それをパソコンに接続されたカードリーダーに読み込ませて電子申請を行う（図 4）。日本の特許庁のインターネット出願と同じ仕組みである。

将来は EFS を拡張して裁判所と法律事務所とを結ぶテレビ会議システムを接続して弁論を行い、裁判所に出頭しなくても裁判を行える e-litigation を目指しているとのことである。

シンガポールの EFS は、幾多の見直しの上に更新を重ねている。2000 年施行の Phase1.2 で電子申請が強制され、その後、Phase3、Phase4

と見直し改良が続けられ、現在は EFS Phase8 へ進んでいる。

シンガポールの EFS は、当初から民間のクリムゾン・ロジック社がシステム構築を担当した。同社は、電子政府システム構築を扱うシステム開発会社であり、シンガポールを起点に、アジアや中東へ電子政府システムに関する事業を展開している。

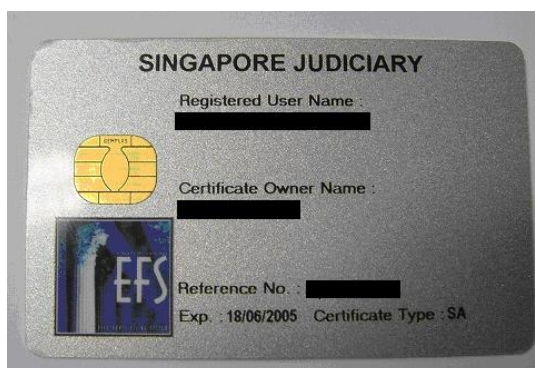


図 4 シンガポール EFS の電子認証用スマートカード
日弁連「シンガポール調査報告書」より

4. 韓国の電子裁判手続

(1) 概要

2010 年 2 月 26 日、韓国で、民事訴訟手続等の電子化を規定する「民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律」（以下「韓国電子裁判手続法」という）が制定され、同年 4 月 26 日から、知的財産庁の審決に対する取消訴訟を審理する特許法院において、電子裁判制度が実施された。

2011 年 5 月 2 日から、一般の民事裁判に電子裁判手続が適用され、その後、家事事件、行政事件、破産事件等に導入された。

韓国では「電子訴訟」と呼ばれているが、「訴訟」のみならず、破産事件、家事事件など、訴訟以外の全ての裁判手続に電子手続が適用されるため、「電子裁判手続」と表記する。

韓国の電子裁判手続は、先行するシンガポールやアメリカのシステムとは異なり、独自のシステムを開発・採用している。訴訟記録は証拠

も含めてすべてが電子的に管理される。紙の訴訟記録は作られない。

韓国電子裁判手続法に基づく電子裁判の目的は、訴訟記録を電子化することによる裁判所の事務処理の効率化とともに、裁判手続の電子化による司法サービスの利便性の向上とされている。電子裁判手続においては、裁判官、弁護士、当事者の誰でも、いつでも裁判記録を見ることができる。オンラインで訴状、準備書面の提出が可能となり、また、裁判手数料の支払いもクレジットカードなどの利用によりオンライン手続が可能となるなど、当事者の利便性が飛躍的に高まる。

韓国の電子裁判手続法は、当事者の一方が電子手続を希望すると、訴訟手続が電子裁判手続に移行することを定めている。電子手続に移行した後も、電子手続を望まない当事者は、書類の提出・受領は従前どおり紙で行うことが認められている。

電子裁判制度の実施経過1年後には、審決取消訴訟においてはその1年間の審理件数187件のうち167件、約90%が電子裁判手続が選択された。電子手続の効果として、答弁書・準備書面の提出が簡便である。上告の手続も電子手続でなされる。上告の際には特許法院から大法院への書類の移転が瞬時になされる。実際には同じサーバーに記録されたデータを大法院が見るということになる。

(2) 利用方法

電子手続を利用するには、電子裁判の専用サイトにアクセスして利用者登録をする。韓国では、本人確認のために公認認証書（PKIに基づく電子認証証明書）が広く普及しており、電子裁判手続においても公認認証書が利用される。電子裁判の専用サイトでは、訴状の当事者名、代理人名、請求の趣旨、請求原因を記入するスペースが設けられており、指定されたスペース

にそれぞれを記入した後、オンライン手続で訴状を提出することができる。訴訟委任状など代理権証明はPDFファイルで送信することによって提出をする。書証もPDFファイルによる送信である。電子裁判手続においては、全ての書面の提出に公認認証書（電子認証）が必要である。公認認証書（電子認証）なくしては電子裁判手続はできない。従って、外国人が直接、裁判を提起することは事実上不可能と考えられる。

この認証システムはNPKI（National Public Key Infrastructure）と称され、公認認証書はハードディスクに記録する、あるいは、USBメモリに入れて持ち歩くこともできる。固有のIDと暗証番号が用意される。ハードディスクが壊れたときは公認認証書は再発行される。公認認証書は銀行取引に必要であり、銀行で本人確認のうえ無料で発行される。

(3) 電子裁判手続を選択しない場合の書面の処理

被告は電子裁判手続を選択せず、紙での訴訟手続を行うことができる。被告が紙の答弁書あるいは準備書面を提出すると、書記官は受領した紙の書類をスキャナーによってPDFファイル化して電子裁判手続に乗せるべく送信する。書記官のこの作業により、すべての訴訟記録は電子化される。書記官が電子化書面を送信する場合も、自分の公認認証書（電子認証）を利用しなければならない。電子裁判手続においては、電子化された訴訟記録が管理保管され、紙の書面は法律が定めた保存期間（5年）に限り保管される。

(4) 電子裁判手続における法廷

電子裁判手続では、法廷に設置された大きなスクリーンの左側1/4のスペースに原告提出書類のリストが、右側1/4のスペースに被告提出書類のリストが、それぞれ分類された状態

で表示される。残りの中央部の1/2のスペースには、原告あるいは被告の提出書類リストから引き出された書面が大きく表示される。裁判官も代理人も法廷にいる傍聴人もそのスクリーンに表示された、訴状、準備書面、書証などの訴訟記録を見ることができる(図5、図6)。



図5 電子法廷の全体風景(傍聴席から見える大きなスクリーン、法廷中央にはオーバーヘッド・カメラ) 日弁連「韓国「電子裁判」調査報告書」より



図6 代理人席から見た電子法廷(代理人も画面を操作できる) 日弁連「韓国「電子裁判」調査報告書」より

我が国の裁判は、公開法廷で審理されるものの、審理中に、裁判官が準備書面のどの部分を問題にしているか、傍聴人が理解することは不可能である。韓国の電子裁判手続では、裁判官が法廷の大スクリーンに映し出された準備書面を示しながら審理をするので、第何準備書面の何ページのどの主張について審理されているの

かを把握することができる。公開法廷における審理のあり方が変わることになる。

原告および被告の代理人も、電子裁判の専用サイトにアクセスすることにより、裁判時および裁判外においても、すべての訴訟記録を見たり、ダウンロードしたりすることができ、裁判所が保有する裁判記録を共有することができる。

(5) 当事者への通知、書類の送付

裁判所からの通知、あるいは、相手方当事者が提出された書面を受領する場合に備えて、電子裁判手続に参加した弁護士や当事者は、予め、固定電話番号、携帯電話番号、あるいは、電子メールのアドレスなどから希望する連絡方法を選択して登録することができる。裁判所からの通知が出た場合、あるいは、相手方から電子手続で書面が提出された場合には、携帯電話、SMSメール、電子メールなどにて書面提出の通知を受けることができる。この通知を受けた弁護士や当事者は、電子裁判サイトにアクセスして、書類や通知等を電子的に受領することになる。

韓国の電子裁判手続では、従前のように紙のまま提出しても裁判所が電子化してくれるなど、利用する弁護士や当事者の立場からも裁判が電子化しても不利益を被らないように配慮されている。電子裁判を選択した場合に、当事者に不利益になる点としては、自分宛の書類が電子手続で提出された際、予め連絡した受領方法(固定電話、携帯電話、電子メールなど)で書面提出の通知を受けたにもかかわらず受領しない場合、1週間経過すると受領したと見なされることである。この点の不利益を受けることに留意する必要がある。

5. 特許庁の「ペーパーレス計画」の先進性と挫折

日本の特許庁は、世界に先駆けて、1984年に特許行政全般の総合的コンピュータ化、データベース化を図る「ペーパーレス計画」を策定し、1990年（平成2年）12月、世界初の電子出願システムを導入して電子出願を開始し、2005年10月からインターネットを利用した電子出願を開始した。現在、特許実用新案については電子出願の割合は98%に達している。我が国特許庁のIT化は世界に先駆けるものであったと言える。

その後、特許庁は「PCTの電子出願フォーマットがXMLに基づいて採用されたことを踏まえ、我が国特許庁においても、XMLに準拠させた電子出願システムを整備し、2003年7月よりXMLに準拠した出願の受付を開始した。」（特許庁行政年次報告書2013年版より）

会計検査院の平成23年度決算検査報告書は、特許庁のシステムについて、「特許庁、T社（原文は実名）及びA社（原文は実名）は、これに対する実効ある改善策を執っておらず、上記の設計・開発の遅延が早期に解消する可能性は低いと認められ、運営基盤システムが完成して稼働する見通しが立っていない状況となっている。」と指摘した上で、「本プロジェクトは、所期の目的を達成することが極めて困難となっていることから、設計・開発業務契約に係るT社への支払金額24億8700万円及び管理支援業務契約に係るA社への支払金額29億6400万円、計54億5100万円が不当と認められる。」と平成23年度決算検査報告をしたものである。（http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary23/pdf/fy23_futo_047.pdf）。

上記の決算検査報告に関連して、特許庁は、「システム開発に関する取組及びプロジェクト進捗状況等について「特許庁情報システムに関する技術検証委員会」（技術検証委員会）による検証が行われ、2012年1月、同委員会より「技術検証報告書」が提出され、当該報告書に基づ

き、プロジェクトを中断し、新たにシステム開発計画を策定することとした。新たなシステム開発計画は、外部ITベンダ等の知見を活用しつつ、技術検証委員会による専門技術的観点からの審議等を踏まえて作成し、パブリックコメントを経た上で改定最適化計画として2013年3月に公表した。」と発表する一方で、特許庁のシステムにおいては「システム構造が不統一で、かつ、各システムが独自のDBを保持している課題を有する」との問題点を認識し、「旧式（レガシー）システムからの脱却を進め、システム運用経費の削減を図る」ことが喫緊の課題として認識されている（特許庁行政年次報告書2013年版、図7）。

わが国の特許庁にみる「ペーパーレス計画」の先進性とその挫折は、司法の電子手続を進めるにあたって、他山の石としなければならず、その轍を踏むことのない慎重さと大胆な決断が必要である。



図7（特許庁行政年次報告書2013年版より）

6. 司法のIT化において考慮すべき諸点

6.1 システムの構築方法

EU（ヨーロッパ連合の機関である欧州ネットワーク情報セキュリティ庁（European Network and Information Security Agency : ENISA）は、2009年11月、「クラウドコンピューティング・セキュリティ・リスク・アセスメント」を公表した。（<http://www.enisa.europa.eu/activities/risk-management/files/deliverables/cloud-computing-risk-assessment>）

この報告書では、クラウドコンピューティン

グにおけるリスクを網羅し、評価付け（重大かどうか）を行っている。下表は、R1 から R35 までの全てのリスクについて発生頻度とその影響について区分したものである（図8）。

The following table shows the distribution of the risk probabilities and impacts:

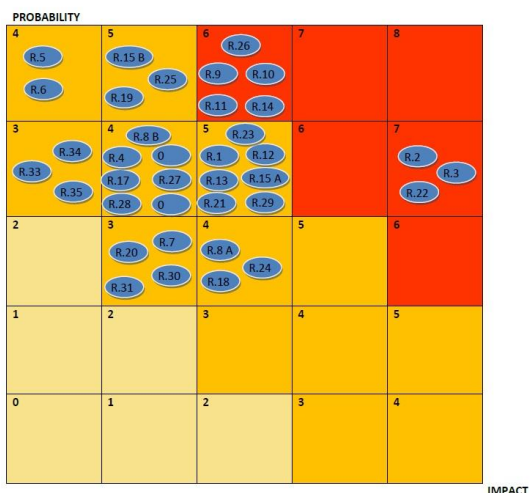


図8 リスク可能性とインパクト

ENISA は 35 個のリスクから「R1」として「LOCK-IN」というリスクを選定している（図9）。

POLICY AND ORGANIZATIONAL RISKS

R.1 LOCK-IN

Probability	HIGH	Comparative: Higher
Impact	MEDIUM	Comparative: Equal
Vulnerabilities	V13. Lack of standard technologies and solutions V46. Poor provider selection V47. Lack of supplier redundancy V31. Lack of completeness and transparency in terms of use	
Affected assets	A1. Company reputation A5. Personal sensitive data A6. Personal data A7. Personal data - critical A9. Service delivery - real time services A10. Service delivery	
Risk	HIGH	

図9 LOCK-IN リスク

(ENISA:Cloudcomputing Security Risk Assessment)

「LOCK-IN」（ロックイン：封じ込め）は、「発生頻度は高く影響は中程度であって、V13:標準化技術や手法の欠如、V46:業者選択能力の

不足、V47:供給業者への依存（供給業者の冗長性がない）、V31:使用条件における完全性や透明性の欠如という脆弱性をもたらし、A1:会社の評価を傷つけ、A5,A6,A7:個人の情報を損ない、A9,A10:サービス提供の遅延をもたらす」とされている。

発注側に業者選択の高い能力がなかったり、あるいは、標準化技術や標準化手法への対応を怠ると、単一の供給業者へ依存することとなり、その結果、業者の変更や、標準化に対応ができず、個人のデータを損なったり、あるいは、サービスの遅れが生じると共に、会社の評判を傷つけるという事態になるというリスクである。

前述した特許庁が陥った挫折は、単一のサービス供給事業者に依存したこと、PCTの電子出願フォーマットがXMLに基づいて採用されるに至るまでXML形式という標準化技術・手法へ乗り遅れたこと等に起因するものと考えられる。ENISAが網羅したリスク第1号「LOCK-IN」(R.1)の典型事例と言えよう。

6.2 システムの標準化・汎用化・グローバル化

特許庁がXML(eXtensibleMarkupLanguage)を2003年7月に採用したことは前述したところである。HTML(HyperText Markup Language)がインターネット（あるいはイントラネット）における閲覧・表示を主たる目的としたのに対し、XMLは文書の記述方法を定義することができるため、文書の内容と文書情報とを分離した上でデータ上に統合することができる。また、インターネットを通じた情報交換にも適しており、多くの分野において全世界で標準化の作業が進められている（図10）。

電子裁判手続のシステム採用においては、外国裁判の執行手続、英語による裁判手続、日本の裁判のデータベースの海外への公開など、日本の裁判手続のグローバル化対応も考えなければならない。標準化・グローバル化の手段とし

て、日本の特許庁も採用した XML の採用は必須と考えられる。

米国ワシントン州キング郡では、ベンダーのシステムに依存せず、裁判所の職員が legal-XML に合致させて電子ファイリング・システムを開発・構築したとのことである。legal-XML は司法手続向けの XML であり、システムの標準化・汎用化・グローバル化のためにその採用は十分検討に値する。

Astronomical Markup Language	天文に関する情報記述
BHML=Broadcast Hyper Text Markup Language	米国のデータ放送
BIPS=Bank Internet Payment System	インターネット/バンキング
CDF=Channel Definition Format Web	コンテンツのッシュ配信
Chemical Markup Language	化学論文の記述
Classified Ads format	新聞掲載用の広告原稿管理
ColdFusion Markup Language Web	アプリケーションサーバのプログラム記述
DTMF=Common Information Model	電話のアクション/ボタン番号を使った情報入力
G-XML=Geographical XML	地理情報データベースのデータ交換
Legal XML	法律関係文書の作成と管理
MML=Medical Markup Language	医療情報の管理と企業間取引
NetEB=Network Electronic Book	電子書籍の制作とネット流通
NVML=Navigation Markup Language	ナビゲーション用のルート情報記述
Open Financial Exchange	金融情報の交換
Real Estate DTD	不動産情報の仲介
POIX	地図上の緯度/経度などポイントデータ交換
Telecommunication Interchange Markup	通信業界用の情報
vCard	携帯電話やパソコンの名刺データ記録
VML=Virtual Markup Language	音声合成を利用した電話ユーザー向け情報配信
VRML=Virtual Reality Markup Language	3D空間表現の記述
WML=Wireless Markup Language	WAP方式の携帯電話向け情報サービス
Weather Observation Definition Format	気象観測情報の記述
XML-F=XML for FAX	ファックス通信用記述
XML for the Automotive Industry	自動車の部品関連など
XML/ED=XML Electronic Data Interchange	企業間電子データ交換

企業や業界団体が提案するXML応用規格

図 10 日立製作所作成の「XML ソリューション」

6.3 認証の方法

電子裁判手続において、いかなる認証方法を採用するかはシステム構築の上でも重要な課題である。ID theft (なりすまし) や、文書の改ざん、送信の否認 (いったん提出した文書を自分の提出でないと否認すること) を防止するためには、電子認証の採用は避けられないと考える。

特許庁のインターネット出願は電子認証を採用しており、オンライン手続で出願する弁理士は全員、電子認証を保有している。(保有してなければ、インターネット出願できない。) 地方公共団体における、住民基本台帳カードによる電子認証もある程度普及しており、e-Tax を始め、電子政府への申請手続においても、今後、電子認証は普及していくものと見込まれる。そ

うすると、裁判手続に電子認証を要求しても、利用者側に避けなければならないほどの不利益が生じるとは考えられない。オンライン手続におけるセキュリティの確保の観点から、司法の IT 化においては電子認証を行うことが必要と考える。

6.4 電子裁判手続における書類の受領

電子裁判手続において、書類を電子手続で送信する側は、電子手続の端末器材 (パソコン) に端末用アプリケーションのインストールを行い、パソコン接続の電子認証カードリーダーと電子認証カードを用意して、オンライン送信することになる。送信側としては、書面読み取り用の文字認識機能を有するスキャナ程度の態勢を整えれば十分である。

一方、電子裁判手続において、書類の受領は困難な側面がある。紙の訴状や準備書面であれば、特別送達郵便あるいはファクシミリにて送達されることとなり、郵便局あるいは受領した側が受領書を返すことによって、書面の受領が立証される。

シンガポールでは電子申請手続が義務づけられており、紙での訴状の受付は行われない。EFS は、裁判所と原告・被告双方の法律事務所間の利用を前提としているものであるが、EFS 利用する以上、端末側のアプリケーションの「In-Tray (Unpack Messages)」(受け取り口) を、終始注意を向けなければならない。発送から 7 日以内に開封しない場合は、オンライン手続から自動的に削除され、料金(Service fee)を支払って、サービス・ビューロー(Service Bureau)で受け取ることになる。

6.5 "mandatory" (強制) か "voluntary" (任意) か

シンガポールは、世界で最初に全国で電子申請を "mandatory" (強制) とした。紙での訴状は

受理されず、電子化した上で提出しなければならない。電子申請の義務づけを前提とする EFS は、弁護士会からの反発も多く、数次の見直しが行なわれた。人口 540 万人の都市国家と、最高裁判所の強権を背景に実現できたものかもしれない。

韓国では、国民のほぼ全員が公認認証書 (PKI に基づく電子認証証明書) を持ち電子認証が容易であるという社会的背景があるところ、電子裁判手続の適用は事件毎に当事者が選択することができる。紙の訴状で送達を受けた後に、電子手続を選択すれば、その後は電子手続が適用される。すなわち、電子裁判手続の利用は強制ではなく、"voluntary" (任意) であり当事者の選択に委ねている。

このように電子裁判手続の利用を当事者の選択に委ねる "voluntary" の場合は、電子裁判手続における書類の受領の問題も解消される。当事者が電子裁判手続の利用を選択して初めて電子裁判手続が適用されるのであるから、選択する前は、従前どおり紙での送達となる。

我が国に電子裁判手続を導入するにあたっては、一時点から "mandatory" (強制) に適用するには多くの困難が予想される。"voluntary" (任意) 選択制の電子裁判手続を採用することにより、従前の手続との連続性が維持され、当事者の利便に適うものとする。

7. おわりに

社会の隅々にまで IT 化が進展している現状において、日本の司法は取り残された秘境と言えよう。IT 化の遅れに由来する司法システムの効率化の遅れは、司法コスト削減の機会を逸失したものであり、国民の経済的な負担は既に累積していると見てよい。最近の司法改革の一つである裁判員制度の導入のため、最高裁判所は尽力したものであるが、司法の IT 化はそれに

勝るとも劣らない喫緊の課題である。最高裁判所には、弁護士会を含む全国民が支持でき、世界に誇れる司法システムを速やかに構築していただきたいと願う次第である。蛇足ではあるが、韓国の裁判所は開発した電子裁判手続システムを新興国へ輸出することを考えているとのことである。日本が誇る新幹線システムや上下水道の社会インフラは既に輸出されている。世界に誇れる司法システムであれば、世界に向けて輸出することもできるはずであり、最高裁判所にはこのような活躍も期待したい。

参考文献

- ・日弁連コンピュータ委員会
「シンガポール調査報告書」(2004 年)
「E-Courts2006&サンフランシスコ調査報告書」(2006 年)
「シンガポール調査報告書」(2008 年)
「韓国「電子裁判」視察報告書」(2011 年)
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/improvement/computer.html>